

福島第一原発事故による慰謝料額が中間指針等に沿った慰謝料を超えないとされた事例

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 平成 27 年 6 月 29 日
【事 件 番 号】 平成 26 年（ワ）第 1448 号
【事 件 名】 損害賠償請求事件
【裁 判 結 果】 請求棄却
【参 照 法 令】 原子力損害の賠償に関する法律 3 条
【掲 載 誌】 判時 2271 号 80 頁

LEX/DB 文献番号 25530548

事実の概要

福島県南相馬市内の自宅に単身で居住し、同市内で勤務していたXは、Yの設置・運営する福島第一原子力発電所（以下「本件原発」）において平成23年3月11日に発生した事故（以下「本件事故」）により、放射線被ばくの危険を感じ、これに強い恐怖や不安を抱いて、福島市へ避難した。Xは、平成23年3月11日から16日まで福島市内の小学校の体育館で、同年3月17日から4月6日まで福島市内の研修センターで、同年4月7日から8月上旬まで福島市内のホテルで、避難を続けた。同年8月上旬、Xは、避難生活に伴う精神的・金銭的負担に耐えかね、仕事に戻らざるを得なくなったことから、避難生活を終了させ、帰宅した。

Yは、Xに対して、原子力損害賠償紛争審査会（以下「原賠審」）の策定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針¹⁾」及び「同中間指針第二次追補²⁾」（以下両者を合わせて「中間指針等」）を踏まえ、精神的損害の賠償としての184万円に加え、就労不能損害、避難帰宅・一時立入費用等の賠償として総額652万1,421円を支払っている。

Xは、本件事故のために、避難を余儀なくされ、帰宅後に高い放射線量の下で生活せざるを得なくなること等によって精神的苦痛を被ったと主張して、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」）3条1項本文に基づき、1,183万6,000円の慰謝料等の支払いをYに求めて訴えを提起した。

判決の要旨

請求棄却

1 避難生活による精神的苦痛

「Xは、本件事故によって、出生以来住み慣れた南相馬市（……）における平穏な生活を突如喪失し、多数の避難住民と共に小学校の体育館や研究センターの中で寝泊まりするという過酷な避難生活を1か月ほど強いられ、その後、ホテルに移動し環境が多少改善されたものの、先の見通しがつかない不安や避難生活の不便さを感じながら、約4か月もの間、避難生活を続けざるを得なかったのであるから、その間にXの被った精神的苦痛は、相当に大きいものであったと認められる。」

2 帰宅後、従前の生活が破壊されたこと等による精神的苦痛

Xが帰宅した当時、Xの自宅所在地が緊急時避難準備区域に設定されており様々な制約が課されていたこと、Xが帰宅した当時は未だほとんどの小売店等が営業していなかったことが推察され著しく不便な生活を余儀なくされたこと、……地域社会におけるコミュニティや人間関係が相当程度損なわれたと推認されること、同年9月30日には緊急時避難準備区域が解除され、地域コミュニティや人間関係が徐々に回復し、また、新たに構築されつつあると推認されることなどの事情によれば、「Xは、帰宅後においても、相当期間が経過するまでは、慰謝料の発生を認めるべき程度の精神的苦痛を被っていたことが認められる。もっとも、同年9月30日に南相馬市の緊急時避難準備区域が解除された後は、生活態様の制限は解消され、徐々に生活の利便性も回復したとみること

ができるから、帰宅後相当期間の経過によって、Xの上記精神的苦痛は、慰謝料の発生を認めるべき程度に至らない水準まで緩和したものというべきである。」

3 帰宅後、高い放射線量の下で生活することによる精神的苦痛

「Xは、Xの生活圏内に年間追加被ばく線量1mSv（毎時換算で0.23 μ Sv）以上の地点が存在する限り、Xの平穩生活権が継続的に侵害され、精神的苦痛を受ける旨を主張する。」「Xの自宅所在地の空間放射線量が毎時0.23 μ Svを超えとは認められず、……、南相馬市内に空間放射線量が毎時0.23 μ Svを超える地点が存在するとしても、そのことから直ちに、Xが日常生活において高い放射線量の影響を受けることになると認められるものではない。」

原子放射線の影響に関する UNSCEAR（国連科学委員会）等の国際機関の報告書、ICRP（国際放射線防護委員会）の勧告に基づけば、年間20mSvの被ばくですら、それが健康に被害を与えることを直ちに認め得るものではなく、年間1mSvの追加被ばくが健康に影響を及ぼすものと認めることはできない。以上によれば、「Xが生活圏内に毎時0.23 μ Svの放射線量が観測される地点が存在することに不安を抱いているとしても、その不安は合理性を有するものとはいえず、それによってXの平穩生活権が侵害され、慰謝料請求権を発生させる程の精神的苦痛を受けていると認めることはできない……。」

4 不安定な状況の本件原発の至近距離で生活することに対する精神的苦痛

度重なる汚染水の漏出、本件原発付近の井戸水や海水の放射性物質による汚染、使用済み燃料プール代替冷却装置の停止などの発生をもって「直ちにXの自宅所在地やその周辺に放射能汚染が拡大し、Xが被ばくする現実的な危険が発生したと認められるものではなく、他にこのような危険の発生を認めるに足りる的確な証拠は見当たらない。そうすると、Xが本件原発について不安定な状況にあるとして、本件原発から21kmという距離で生活することに不安を抱いたとしても、その不安は、漠然としたものにとどまるといわざるを得ず、本件原発において不安定な状況が継続したということができるとしても、そのことによりXに慰謝料請求権を発生させる程の精神的苦痛を

受けたとまでは認められない。」

5 慰謝料額

「避難生活及び帰宅から緊急時避難準備区域解除までの期間の長さ、その間及びその後の生活状況等、本件において現れた一切の事情を斟酌しても、Xが本件事故によって被った精神的損害についての慰謝料額は、既にYから支払われた184万円を超えるとは認められない」。

判例の解説

一 はじめに

本件事故による被害の賠償をめぐることは、本判決で問題となった精神的損害を含めて、多岐にわたる議論が積み重ねられている³⁾。以下、中間指針等における精神的損害の賠償基準をめぐる議論を整理したうえで、本判決に検討を加える。

二 中間指針等における慰謝料の算定基準をめぐる議論

1 算定基準に対する批判

中間指針等は、本件事故の被害者を迅速、公平かつ適正に救済する必要性に鑑み、原賠法18条2項2号に基づき、当事者による自主的解決に資する一般的な指針として策定されたものである⁴⁾。原賠審が、比較的早期にこのような指針を示したことについては、本件事故の救済に一定の道筋をつける意義があった点について一定の評価が示される⁵⁾。一方で、様々な視点から批判的な検証が加えられている⁶⁾。このうち精神的損害の賠償に関しては、その慰謝料額の算定基準について、その策定手続の不適正さ・不明瞭さのほか、自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）における傷害慰謝料の額を参考として基準が策定された点について強い批判が示されている⁷⁾。

精神的損害の賠償にかかる中間指針等の策定において自賠責保険における傷害慰謝料の額が参考された経緯は、原賠審の審議過程からは明らかとされない⁸⁾。原賠審委員でもある中島肇は、この経緯を次のように解説する⁹⁾。すなわち①生活権侵害型の公害の慰謝料をめぐる過去の裁判例からすれば慰謝料額が低額となるために公害被害方式ではなく交通事故方式が採用された。②交通事故の裁判実務における傷害慰謝料の算定根拠については（α）身体の完全性が害されたこと（肉体的

苦痛)に伴う精神的苦痛と、(β)入退院による自由の拘束(生活の阻害)に伴う精神的苦痛が含まれるところ、中間指針において検討された精神的損害は、身体的損害を伴わない「平穏な生活の阻害」であり(β)に対応する損害であるため、主観的・個別的事情を捨象した客観的な性質の強いもの(加害者の非難性を抜きにしたもの)と見うる自賠責保険における傷害慰謝料が参照された。

また、自賠責保険における傷害慰謝料よりも低額な算定基準が設定されたことについて、原賠審の審議においては、自賠責保険における傷害慰謝料は自由に動けない状態で入院しているのに対して、本件事故での避難生活では行動自体は一応自由であることが理由として示されている¹⁰⁾。

しかし、このような中間指針等における精神的損害の取り扱いに対しては、実態を踏まえた議論となっていないこと、裁判所基準である日弁連交通事故相談センター東京支部『民事交通事故訴訟損害賠償算定基準』(いわゆる「赤い本」)の傷害慰謝料の参照が適切であること、自賠責の傷害慰謝料は行動の自由に制約のない通院の場合にも適用されるために自賠責保険の傷害慰謝料に比して減額することは適切でないこと、損害評価において加害者たる東京電力の帰責性が考慮されていないこと¹¹⁾、などの批判が示されている¹²⁾。

2 中間指針に含まれていない項目・考慮要素の存在

前述1に見たような中間指針等に対する批判とは別に、裁判で精神的損害が争われた場合について、次のような指摘がなされている。

(1) 被ばくによる発病の不安

中間指針等においては、避難生活を余儀なくされたことによる精神的損害が認められた一方で、放射性物質の被ばくによる発病のおそれやその不安に関する損害は基本的には含まれていないと考えられる¹³⁾。そのため、裁判での処理においては、この精神的損害について認められるか否かを別途審理する必要がある。

学説上、この被ばくによる発病のおそれ・不安に関しては、平穏生活権の侵害として理解する見解が示されている¹⁴⁾。このように捉えた場合、この精神的損害について賠償を認めるか否かにおいて問題となるのが、科学的知見の位置付けである¹⁵⁾。一方に、賠償が認められるおそれ・不安には「科学的にみて合理的」であることを求める

見解がある¹⁶⁾。他方、差止めの根拠とする場合ではなく、精神的損害の賠償の場面においては科学的合理性ではなく通常人・一般人を基準として判断する「社会的合理性」があれば足りるとする見解も示されている¹⁷⁾。

(2) 加害者の非難可能性

不法行為に基づく慰謝料の額の算定においては、一般的に、被害の程度等の被害者側の事情だけでなく、加害者側の事情(不法行為の動機や経過)も含まれる¹⁸⁾。前述の通り、中間指針等においては、主観的・個別的事情を捨象した客観的な性質の強いもの(加害者の非難性を抜きにしたもの)と見ることのできる自賠責保険を参照して賠償額の算定基準が定められている。そのため、同じ事件が裁判に持ち込まれた場合には責任主体である東京電力の非難性を含めた主観的・個別的事情がしん酌されて慰謝料額が算定されるべきということとなり、この部分だけに限れば、裁判を通じて処理された場合には、中間指針等による処理よりも賠償額が増加することが指摘されている¹⁹⁾。

三 本判決の検討

1 科学的知見の位置付け

高い放射線量の下で生活することによる精神的苦痛について、本判決は、UNSCEAR(国連科学委員会)等の国際機関の報告書、ICRP(国際放射線防護委員会)の勧告等に依拠してXの不安に合理性を認めず、平穏生活権の侵害に基づく慰謝料請求権を否定した。

前述の通り、学説においては、平穏生活権侵害を認める根拠として科学的合理性を求める見解と、社会的合理性で足りるとする見解がある。他者の行動の自由を制約する差止めの場面において科学的合理性を求めることに異論はない。しかし、科学的に合理性のある情報であったとしても、その情報を受け取る状況によっては、それを信頼することができず、むしろ多くの情報に接する中で不安感が増大することもあり得る²⁰⁾。そのため、精神的損害の賠償を論じる場面においては、おそれ・不安が、科学的知見を信頼することによって十分に鎮められる状態にあったかどうかを検討し²¹⁾、その状態になるまでは、科学的知見以外の事実も含めて総合的に考慮して平均的・一般人がおそれ・不安を受忍できないものと判定される場合に慰謝料請求を認めるべきであろう²²⁾。

2 慰謝料額の算定根拠

慰謝料の額について、判例²³⁾は、その算定根拠を示さなくてもよいとしている。しかし、前述の通り、自主的解決を念頭においているとはいえ、本件事故から発生する損害の賠償のために特化した中間指針等が策定されている。そして、中間指針等における精神的損害の賠償額算定基準の根拠は、これまでの議論により、かなり明確化されている。これらの事情の存在は、先例において問題となった名誉毀損の場合と異なる点である。そして、加害者たるYの責任（非難可能性）については、裁判での慰謝料の増額要因となるとの指摘も合わせて考えれば、Xの被った精神的損害を、中間指針等に基づいてYの支払った額に達しないものと評価する場合には、その算定根拠を示さなければならぬというべきであろう。

●—注

- 1) 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/_icsFiles/afieldfile/2011/08/17/1309452_1_2.pdf (2016年6月20日閲覧)。
- 2) 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/1318795.htm (2016年6月20日閲覧)。
- 3) 本件事故による損害の賠償については、大塚直「福島第一原子力発電所事故による損害賠償」高橋滋＝大塚直編著『震災・原発事故と環境法』（民事法研究会、2013年）65頁、淡路剛久＝吉村良一＝除本理史編著『福島原発事故賠償の研究』（日本評論社、2015年）、一橋大学環境法政策講座編『原子力損害賠償の現状と課題（別冊NBL150号）』（商事法務、2015年）等参照。
- 4) 中間指針・前掲注1）2頁。
- 5) 吉村良一「避難者に対する慰謝料」淡路ほか編・前掲注3）123頁等。
- 6) 潮見佳男「中島肇著『原発賠償 中間指針の考え方』を読んで」NBL1009号（2013年）40頁、同「福島原発賠償に関する中間指針などを踏まえた損害賠償法理の構築」淡路ほか編・前掲注3）123頁、吉村良一「福島第一原発事故被害の完全救済に向けて」環境と公害44巻1号（2014年）28頁等。
- 7) 浦川道太郎「原発事故により避難生活を余儀なくされている者の慰謝料に関する問題点」環境と公害43巻2号（2013年）14頁、吉村・前掲注5）127頁等。
- 8) 浦川・前掲注7）15頁、吉村・前掲注5）128頁はこ

の点も批判する。

- 9) 中島肇『原発賠償 中間指針の考え方』（商事法務、2013年）47～51頁。
- 10) 原賠審第7回議事録（能見善久発言）、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/gijiroku/1310550.htm (2016年6月20日閲覧)、大塚直「福島第一原発事故による損害賠償と賠償支援機構法——不法行為法学の観点から」ジュリ1433号（2011年）40～41頁も参照。
- 11) 原賠審第36回議事録（能見発言）、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/gijiroku/1341578.htm (2016年6月20日閲覧)。
- 12) 浦川・前掲注7）16頁、吉村・前掲注5）128頁。
- 13) 大塚直「福島第一原子力発電所事故による損害賠償」高橋＝大塚・前掲注3）75頁。
- 14) 淡路剛久『『包括的生活利益』の侵害と損害』淡路ほか編・前掲注3）23頁、吉村良一『『自主的避難者（区域外避難者）』と『滞在者』の損害』淡路ほか編・前掲注3）224頁等。
- 15) 中間指針の策定過程においても、科学的合理性の要否が議論されている（吉村・前掲注14）211～213頁参照、なお原賠審議事録の引用は紙幅の都合から控える）。
- 16) 大塚直「環境訴訟における保護法益の主観性と公共性・序説」法時82巻11号（2010年）118頁。
- 17) 吉村・前掲注14）212～214頁、同225～226頁。吉村良一「平穏生活権の意義」同『市民法と不法行為法の理論』（日本評論社、2016年）286～287頁も参照。なお、この見解では、「自然線量になるまで」被害が続くと見るべきか否かについては検討を要するとも指摘されている（吉村・前掲注14）226頁）。
- 18) 吉村良一『不法行為法（第4版）』（有斐閣、2010年）159頁。
- 19) 潮見・前掲注6）「構築」105頁。
- 20) 原賠審の議論においても、情報が増えることにより、線量自体が下がっているのにますます不安感が増大するという事態が起こることが指摘されている（原賠審第16回議事録（野村豊弘発言、米倉義晴発言）、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/gijiroku/1313537.htm (2016年6月20日閲覧)）。
- 21) 本件事故においては、（デマなども含めて）関連情報が整理されているか、公的機関等による対応が適切に行われているか、加害者の事故処理・情報提供が誠実になされているか、などを考慮して判断することになろう。
- 22) なお、ここでは一般人が科学的知見を信頼できる状態であるかが問題となるため、自然線量に戻るか否かは問題とならない。
- 23) 大判明43・4・5民録16輯273頁（名誉毀損の事例）。

* 本研究は JSPS 科研費 25380100, 15KT0043 の助成を受けたものである。

横浜国立大学教授 宮澤俊昭